

別記 1

盛岡市動物公園指定管理者仕様書

指定管理者が行う盛岡市動物公園（以下「動物公園」という。）の管理運営業務の内容及びその範囲等は、この仕様書によるものとする。

I 基本的事項

1 設置目的と事業運営の基本方針

動物公園は、動物はもとより広く自然環境に対する基本的認識を深めることにより、市民がその教養を高める「社会教育施設」として、また市民生活における有意義な余暇利用の需要を満たすことができる「1日レクリエーションの核施設」として平成元年に設置した。そして、時代の要請ともいえる「自然環境保全」と「環境教育」という二つの大きな目標に対して、野生動物に関する専門施設としての社会的使命を果たし、動植物等に関する調査研究を行い、その成果を広く社会に還元することを目的とする。

このために、次の基本方針により事業を計画運営するものとする。

- (1) 動物公園が社会教育の場及びレクリエーションの場として、広範な市民に利用されるように、その活用を図る。
- (2) 動物展示や各種催し物、自然観察会等をとおして、動物や自然に親しんでもらうとともに、それら知識の普及や問題意識の啓発を図る。
- (3) 動物公園の機能を充実するため、動物及びそれらを取りまく自然環境に関する研究活動を行うとともに、野生生物保全に関連した活動も行う。
- (4) 動物の福祉（動物が心身共に健康である状態）に配慮した飼育展示を心掛け、動物たちの QOL（生活の質）の向上を目指し、その動物種らしい行動や暮らしが発現できる飼育環境の多様さと選択肢を提供するとともに、動物たちの負担を最小限にしながら治療と日々のケアを図る。

2 施設の概要

- (1) 施設名（所在地）：盛岡市動物公園（盛岡市新庄字下八木田 60 番地 18）

当該所在地は、都市公園「岩山南公園」に相当するものであり、これを管理する所在地の範囲とする。（面積：37.2ha）

- (2) 開園時間

4月1日～10月30日	午前9時30分から午後4時30分まで
11月1日～3月31日	午前10時から午後4時まで

※1 管理運営並びに利用者の便宜上必要がある場合には、市と協議のうえ変更できるものとする。

- (3) 休園日

4月1日～10月31日 （ゴールデンウィークを除く）	水曜
11月1日～3月31日	水曜及び木曜 12月29日～1月3日

※1 いずれも休園日が祝日法による休日に該当する場合は、翌日等平日を休園日に

振り替える。

※2 管理運営並びに利用者の便宜上必要がある場合には、市と協議のうえ変更できるものとする。

(4) 建物・設備の概要

ア 教養・休養施設、動物展示施設、管理施設：別表1のとおり

イ 動物：別表2のとおり

3 指定の期間：令和5年4月1日～令和19年3月31日

4 利用料金

(1) 利用料金制

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用する。

(2) 利用料金の徴収

盛岡市都市公園条例で定めた使用料の額の範囲内で徴収するものとする。

(3) 利用料金の減免

盛岡市都市公園条例及び盛岡市動物公園管理規則に基づいて、一定の基準で減免するものとする。

5 法令等の遵守

動物公園の管理運営においては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づいて行うものとする。

(1) 地方自治法、同施行令ほか行政関係法規

(2) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

(3) 消防法

(4) 個人情報保護法

(5) その他、動物や自然環境に関する各種関係法令（動物愛護及び管理に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、文化財保護法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、家畜伝染病予防法、獣医師法など）

(6) 盛岡市都市公園条例、同施行規則

(7) 盛岡市動物公園管理規則

(8) 市情報公開条例

(9) 市個人情報保護条例

(10) 盛岡市動物公園再生事業計画

6 情報公開

施設の管理運営においては、情報の公開に関し必要な措置を講じることとする。

7 個人情報保護

盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）において、指定管理者には、次に掲

げる義務が課されている。

- (1) 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (2) 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。また正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された電算処理個人情報ファイルを提供し、不正な利益を図る目的で個人情報を提供し、又は盗用したときは、刑事罰の対象となる。

8 職員配置基準

管理運営業務を遂行するために、労働基準法等関係法令を順守し、指定管理業務を実施するために必要な免許・許可・認定等を受けている有資格者ならびに経験者等の適正な常勤職員を配置することとする。また、券売接客業務、売店食堂業務等に職員等を、必要に応じて配置することができる。

(1) 配置義務の常勤職員

- ア 園長等管理責任者
- イ 獣医師
- ウ 飼育員
- エ 事務職員
- オ 必要に応じて配置することができる職員
 - (ア) 券売接客業務
 - (イ) 売店食堂業務
 - (ウ) その他業務

(2) 設置義務のある管理者

- ア 防火管理者
- イ 安全衛生推進者（常勤職員が 50 人以上の場合は安全衛生管理者等）
- ウ 運転管理者

(3) 配置職員資格要件

- ア 日本動物園水族館協会の認定する飼育技師資格を有する者、相当の経験年数を有する者が、適切に配置されていること
- イ 獣医師免許を所有し野生動物の診療検査業務に精通する者、相当の経験年数を有する者が、適切に配置されていること
- ウ 社会教育を行うために学芸員等に相当する者が、適切に配置されていること
- エ 動物公園の管理運営、施設維持に必要な技術を持つ職員を適正に配置するとともに、法令上必要な技術者を配置すること。
- オ 業務に応じた機能性、品位、清潔感及び統一性を考慮した被服、名札を着用すること（常駐する委託業者等を含む）。

(4) 人材育成

- ア 動物公園の管理運営に必要な専門技術者の育成のため、飼育業務及び環境教育業務に従事する職員について、年齢、能力、経験などのバランスの良い配置に努めること。

- イ 飼育等専門職の技術向上に努めること。
 - ウ 動物公園の運営を担う職員の育成を目指して、人材育成ビジョン等の作成に努めること。
 - エ 専門性の高い飼育業務や環境教育業務については、技術の維持向上を図りながら、技術継承を積極的に進めるとともに、新たな飼育技術の導入に際しては技術習得を目的に実地研修等を行うこと。
 - オ 飼育業務及び環境教育業務の担当職員を対象とした他の動物園等や大学等と連携した技術研修等を実施し、計画的な人材育成を行うこと。
 - カ 業務に従事する全職員を対象とした法令遵守等の研修を行うこと。
 - キ 「盛岡市動物公園再生事業計画」をはじめ、関連する盛岡市の施策事業について全職員に周知させ理解を深めるための研修会を毎年開催すること。
- (5) 安全衛生管理
- ア 法令に基づき適切な労働者の安全衛生管理を行うこと。
 - イ その他、動物公園の特殊性に基づいた衛生管理に必要な健康診断、予防接種等の対応を計画すること。

9 必要となる実質要件

動物公園の管理運営においては、事業内容が広範囲かつ特殊であること、さらに業務遂行には高度な知識や経験を要するものであり、次の要件が必要となる。

- (1) 野生動物の飼育管理、並びに適正な展示に関する十分な知識と経験を有すること。
- (2) 公共施設として行う社会教育に関する十分な知見と企画力、実行力を有すること。
- (3) 公共施設としての便益や入園者サービスを行う能力を有すること。
- (4) 野生動物の保全に関する質の高い学識経験、並びに情報収集や実践のためのネットワークを有すること。
- (5) 自然環境教育並びに野生生物保全については、関連法令や盛岡市と岩手県の施策に基づき、関係部署と密接に連携して行うものであることから、公共性を優先した情報提供や技術協力等を行う実践力を有すること。
- (6) 種の保存に関する知見と実行力を有すること。
- (7) 国内外の動物公園等との情報交換や動物の流通に関する知見や経験、ネットワークを有すること。
- (8) 日本動物公園水族館協会に加盟していること。
- (9) 生体である動物を管理するための緊急対応可能な体制を有すること。
- (10) 施設の維持修繕、植栽等の管理に当たっては、必要な技術、資格を持つ職員を適正に配置するとともに、法令上必要な技術者等を配置すること。

10 業務の再委託

- (1) 包括的な業務の再委託は認めない。個別の業務の再委託については、事前に市と協議を行うものとする。
- (2) 個別の業務の再委託を受注する者においても、前項8(2)、(4)及び9の要件を満たすこととする。

- (3) 指定管理者は、前項の規定により、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該第三者の責めに帰すべき事由をすべて指定管理者の責めに帰すべき事由として責任を負わなければならない。

11 市と指定管理者の役割分担と市が指定管理者に求める要求水準

(1) 市と指定管理者の役割分担

指定管理者の自主的な運営を求めるため、次のとおり役割分担を設けることとする。指定管理業務の遂行において疑義が生ずる場合には、市と指定管理者で協議するものとする。

ア 市は設置者として次の役割を担うもの。

動物公園の施設の保全や再整備、市有物品としての動物その他備品の管理、都市公園の管理、施設の占有・使用許可、用地の取得管理、寄付採納など

イ 指定管理者は管理者として次の役割を担うもの。

動物公園の施設の日常管理と小規模修繕、受託物品としての動物その他備品の管理、施設利用料金の徴収、入園者の便益と安全管理（防犯、防災、動物脱柵対策等）、各種事業の自主的な実施（含む収益事業）、関連他団体との交流、報道機関等への対応など

ウ 指定管理者は、専門的な知識と経験を有する専門組織として事務事業遂行のための情報提供、助言、企画立案等を分担すること。

エ 設置者である市は、これに対して指揮監督、計画予算化のための検討、その調整と実施に係ることを担うもの。

(2) 市が指定管理者に求める要求水準

市が指定管理者に求める要求水準は次のとおりとする。

なお、最終的には、市と指定管理者が協議の上、基本協定書を締結するにあたって事業計画書に数値目標（指標）とそのモニタリング方法を設定し、管理運営を行うものとする。

また、設定した数値目標（指標）は、指定管理者及び市による年度評価を実施する際の基準となるものであり、年度評価の実施後にはその結果を公表する。市ではモニタリング及び年度評価の結果を踏まえ、指定期間終了の前年度に総括評価を実施し、その結果を公表する。

項目	評価指標	要求水準	
		令和5年度	令和6年度以降
市民の平等使用の確保	不平等な扱いに関する苦情件数	0件	0件
サービスの向上	入園者数	18.5万人	18.5万人
管理経費の縮減	指定管理料の維持	-	-
適正な管理運営	管理運営会議の実施 (テナント事業者等も含む)	50回	50回

12 危機管理対応

(1) 通報義務

自然災害、人為災害、動物の脱柵、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく措置を講じた上、市を始め関係機関に通報することとする。

ア 執務時間外も含め、事故及び気象災害・震災への対応マニュアル、職員参集や連絡網等について整備し、必要備品を準備すること。指定管理者の全職員の参集要件となる震度については、盛岡市防災計画に準ずること。また、防災情報に応じた配備・連絡体制を整えるとともに、災害時等対応のための防災組織を設置し夜間も含めた警備体制をとること。

(ア) 災害時緊急マニュアル

(イ) 来園者安全確保マニュアル

(ウ) 動物等の緊急時対応マニュアル（災害時、脱柵時）

(エ) 新型コロナ等拡大防止マニュアル

(オ) その他必要なマニュアル

地震、風水害、その他の災害が発生、又は発生することが予想される場合は、開園の有無、職員の連絡体制・参集状況等を盛岡市に報告するとともに、災害に対する処置が速やかにとれるような体制を構築すること。

(2) 危機管理体制の構築等

ア 予防対策については、危機管理体制を構築し、災害、火災時に来園者、職員、動物が安全に対応できるように備えること。

イ 事故及び災害等の緊急事態に備えた計画に基づく避難訓練等を定期的を実施し、計画の検証を行い、必要な計画の改善を行うこと。

ウ 消防署等から指摘があった場合は、直ちに改善措置を講ずるものとする。

エ 上記イの避難訓練は年1回以上実施し、市に報告書を提出することとする。

(3) 事故の処理

ア 指定管理者は、人身事故が発生した場合には、事故者の保護に努め、応急手当を行うほか、救急車の要請等適切な措置を行わなければならない。また、指定管理者は、携帯できる救急医薬品等を常備しておかななければならない。

イ 指定管理者は、利用者の金品の盗難、紛争等の事件が発生した場合には、盛岡東警察署に通報するものとする。

ウ 指定管理者は、事故・事件（以下事故等」という。）について、当事者又は目撃者等から、場所、経緯、並びに住所、氏名、保護者等を聴取し、原因の究明に努めるとともに、関連、重複事故等を防止する処置や、管理上の改善が必要と認められる事項については、速やかに対応するものとする。

エ 指定管理者は、事故等の顛末を事故の速報及び事故報告書により、速やかに市に報告するものとする。

オ 事故が発生した場合は、誠意をもって被害者との交渉にあたらなければならない。

(4) 災害・事故等対策

指定管理者は、動物公園に関わる災害・事故等を想定した対策案を、あらかじめ市と協議の上策定するものとし、災害・事故等が発生した場合は、速やかに市及び関係

機関に連絡すると共に、被害者の救護や被害の拡大防止対策等を講じなければならない。

ア 指定管理者は、大雨、強風、雷、大雪、異常乾燥等の、災害・事故等に関わる気象情報の発令や、防犯情報に留意して、必要に応じて、事前対応体制で臨むものとする。

イ 指定管理者は、災害・事故等の発生があった場合、報告書を提出するものとする。

(5) 連絡調整

指定管理者は、公園占用物件の事故等、本仕様書に記載されていないものについても、業務に関連する事項について、市及び関係機関、関係団体との連絡調整を行うものとする。

13 事業計画書の作成、提出

指定管理者は、業務着手前に指定管理業務を完了するために必要な職員体制、手順等について記載した事業計画書を盛岡市に提出しなければならない。次年度以降についても同様とする。

指定管理者は、事業計画書を遵守し業務にあたらなければならない。この場合、指定管理者は事業計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、盛岡市がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、指定管理者は軽微な変更においては、公園みどり課の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

(1) 事業計画書

ア 指定管理業務の概要

イ 指定管理者の概要

ウ 業務計画表

エ 職員配置体制（資格要件等を確認できる書類の添付）

オ 管理計画

カ 管理方法（動物飼育、物品管理等を含む）

キ 事業報告様式（年度、四半期毎）

ク 緊急時の体制及び対応（各種危機管理対応マニュアルを含む）

ケ その他

(2) 年度事業計画書

指定管理者は、毎年度開始前に、盛岡市と協議の上、その年度の管理方針・管理運営業務や自主事業内容、収支がわかる予算等を記載した年度事業計画書を作成し、盛岡市が指定する日までに提出するものとする。

14 事業報告等の作成、提出

指定管理者は、毎年度終了後速やかに、業務の実施状況、利用状況、経理の状況等を記載した事業報告書を提出すること。また、管理運営の状況について、任意の様式により、適宜、市に報告するものとする。

(1) 年度事業報告書の提出

指定管理者は指定管理施設の運営業務及び維持管理業務等の状況について報告書を作成し、盛岡市が指定する日までに提出するものとする。

(2) 四半期業務実績報告書

施設管理、飼育等の四半期の実績を総括した報告書を作成し提出すること。また、事故、苦情等があった場合は、その内容が分かる報告書も添付すること。

15 事業計画書等の情報開示

提案書、事業計画書、年度事業計画書及び年度事業報告書は、原則、全面開示とする。ただし、盛岡市情報公開条例第7条に該当する情報については、非開示とする。その他の報告書類については、別途協議する。

16 立入検査

指定管理者は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき実地調査を受ける場合は、誠実に対応しなければならない。この場合において、盛岡市が調査に基づき必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。

17 指定管理者と市とのリスク分担

(1) 指定管理者と市のリスク分担は、原則として別表1のとおりとする。

(2) 指定管理者は、管理区域内で発生した事故等について、第三者への賠償責任を補償する保険に加入するものとする。

(3) 指定管理業務の範囲内での指定管理者が負うべき賠償責任については、市が加入している全国市長会市民総合賠償補償保険の対象となる。ただし、施設内での自主事業等、指定管理者が独自に行う事業については対象外となることから、指定管理者は想定される賠償責任に見合った保険に加入すること。なお、保険内容については次のとおりである。

ア 保険名称 全国市長会市民総合賠償補償保険（賠償責任保険）

イ 保険金額（てん補限度額）

- | | | |
|----------|--------|---------|
| (ア) 身体賠償 | 1名につき | 1億円 |
| | 1事故につき | 10億円 |
| (イ) 財物賠償 | 1事故につき | 2,000万円 |
| (ウ) 免責金額 | なし | |

18 管理に要する費用

市は、施設サービスの質が低下することがないように、指定管理料を支払う。なお、指定管理料は、指定管理者の収支予算書における提案額を基本として、年度協定で定めた額を予算の範囲内で支払うものとし、修繕費を除き、原則的に指定管理料の精算は行わないものとする。

指定管理料は、分割して支払うこととし、支払いに必要な事項については別途年度協定で定める。

市は、年間の修繕費を指定管理料に算入する。年間の修繕費の額は年度協定において定める。指定管理者は実績が下回った場合はその差額を市に返納し、上回る場合は市と事前に協議をした上で、必要な場合は市から追加して支払う。

利用料金は、原則として精算は行わないものとする。また、減免利用者分の指定管理料の精算は原則として行わないものとする。

表 1

段 階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	指定管理者	
共 通	法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更	協議事項		
	不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項		
申請・準備段階	申請コスト	申請費用の負担		○	
	準備コスト	業務引継ぎに要する費用の負担		○	
運営段階	施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○	
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○	
	運営費の変動	燃料購入単価の変動に伴う燃料費の変動（※1）		○（基準内）	
		公共料金の料金改定に伴う光熱水費の変動		協議事項	
		気候変動等による管理業務増大（除排雪等）、自然災害等による施設復旧（倒木の除間伐、施設損傷等）		協議事項	
		上記以外で、市以外の要因による運営費の変動			○
	施設の休園	施設・設備の大規模改修等による長期間の休園		協議事項	
	施設・設備・物品・機器等の損傷	管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷			○
		上記以外による施設・設備等の損傷		○	○
		上記以外による物品・機器等の損傷		○	○
	債務不履行	施設設置者（市）の協定内容の不履行		○	
		指定管理者による業務及び協定内容の不履行			○
	損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害			○
		施設、機器の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害		協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休園等に伴う運営リスク			○	
	施設、機器の不備や火災等の事故による臨時休園等に伴う運営リスク		協議事項		

※1 基準を超過した部分の燃料費については、市と指定管理者の協議によりリスク分担を決定する。

※2 年度協定において定める年間修繕料を上回る修繕は、市との協議事項とします。

19 物品等の帰属

- (1) 指定管理者が、指定期間中に市から支払われた指定管理料により購入した物品については、市に帰属する。ただし、利用料金収入が増加したこと等により、予算の積算に含まれていない物品を購入した場合、当該物品の所有権は、指定管理者に帰属する。
- (2) 指定管理者は、前項の場合のほか、指定管理者の所有物品として購入し、配備する場合は、事前に盛岡市と協議するものとする。
- (3) 指定管理者は、市が所有する物品については、「盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）」に基づいて、善良な管理者の注意をもって使用し、また、常に良好な状態で、使用できるように保管しなければならない。動物の管理についても同様とする。
- (4) 盛岡市が所有する物品が経年劣化等により指定管理実施の用に供することができなくなった場合、盛岡市と協議により、必要に応じて指定管理者の費用負担で修繕、または、同等の機能を有する物品の購入、調達することができる。この場合の物品の所有権は指定管理者に帰属する。

20 市内中小企業への発注協力

市内地域経済の活性化を図るため、小規模修繕等の工事の発注、物品や役務の調達等に当たっては、市内登録業者への発注を優先的に行うこととする。

21 暴力団排除措置

(1) 公の施設の使用の不許可等について

指定管理者は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の使用に係る許可その他の処分をせず、又は当該処分を取り消すことができるものとする。

(2) 利益付与処分に関する措置について

指定管理者は、暴力団員等に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある許可その他の処分（法令により既に暴力団排除の措置が採られている処分及び前述の処分を除き、以下「利益付与処分」という。）をしないものとする。

また、指定管理者は、利益付与処分を受けた者が暴力団員等に該当することが判明したときは、当該利益付与処分を取り消すことができるものとする。

22 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務において省資源・省エネルギーに努めるとともに、廃棄物排出量の抑制、自然・生活環境の保全を行う等、環境への配慮を行うものとする。また、関係法令や市の計画に基づき、当該施設におけるエネルギー使用量等を管理し、市に報告するものとする。

23 協定について

指定管理者と市は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結するものとする。

24 管理運営状況の監視と公表

市は、指定期間中、次の取り組みを基本としながら、指定管理者に対して管理状況についての報告書や総括書等の提出を求める。また、定期的な巡回点検や確認を行い、運営状況の把握に努めるとともに、利用者の意見を幅広く聴き、その反映に努める。

- (1) 指定管理者が毎年度終了後に提出する事業報告書（地方自治法第 244 条の 2 第 7 項）を検証する。
- (2) 市と指定管理者は、指定管理者制度導入施設における業務の履行状況確認等（モニタリング）を実施し、その結果を公表する。

II 管理運営業務の内容

指定管理者は基本方針に基づいて管理運営業務を遂行するために、次のとおりの事務事業を計画実施するものとする。

1 来園者管理事務

来園者に直接接する業務であり、来園者が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。

業務遂行に当たっては、盛岡市男女共同参画推進条例に則り、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮できる視点に立ち、公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体等に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。

(1) 入園管理業務

ア 利用料金（入園料等）の徴収

イ 減免許可等の受付け、手続き

許可については、盛岡市都市公園条例第8条の2第2項により市長に承認を得なければならない。

ウ 入退園ゲート管理

来園者数に合わせて、職員、警備員等の配置など混雑回避安全誘導に努めること。

エ 入園者数を計数し、記録し、盛岡市に報告をすること。

オ 動物公園から退去命令

盛岡市都市公園条例第7条第2項及び第13条の8第1項第5号の規定に基づき、動物公園の保全又は使用に関し著しい支障を生じた場合や管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合など、管理上支障があると認める者等については、指定管理者が動物公園からの退去を命ずることができる。

(2) 案内業務

ア 動物公園等の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、来園者又は電話等の問い合わせに対応する。必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこと。

イ 来園者又は電話等による苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。

ウ 拾得物は岩手県警察が提供している「遺失物管理システムプログラム」で管理し、所轄の警察署に届け出ること。

エ 入園者の安全便益業務

(3) ゴールデンウィーク、夏休み等の各種対応業務

(4) 苦情要望の処理

指定管理者は、苦情、要望が寄せられた場合は、報告書を作成し盛岡市と情報を共有すること。

(5) 動物公園の円滑な移動に関する安全便益業務

誰もが利用しやすく、観覧しやすい動物公園運営を心掛け、来園者の円滑な移動を促進するとともに利便性向上のために車椅子及びベビーカー等の貸し出しを検討すること。また、身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。

2 飼育展示事業

盛岡市の財産である動物公園で飼育される動物について、「盛岡市動物公園再生事業計画」の理念に基づき、自然に近い状態の動物が見られるような生態展示に留意するなど、健全な動物を維持するための飼育管理と適正な展示を行う。

また、計画的繁殖による種の保存に努め、調査・研究の成果を市民に還元すること。

(1) 飼料調達・調理・給餌及び給水

ア 安全で栄養価のバランスに配慮した飼料及びサプリメント等の調達を行うこと。

イ 飼料は、衛生的な環境下で適切に保存すること。

ウ 災害時を想定した備蓄を行うこと。

エ 調理器具は衛生的に管理すること。

オ 飼料を衛生的に調理すること。

カ 飼料は、動物の種及び状態や年齢、群れ飼育・個別飼育、生理・繁殖、健康状態、季節に応じて、栄養価や、種類・質・量ともに適切に調整して与えること。

キ 給餌回数は、野生時の生態を考慮し適切に与えること。

ク 水は常に衛生的なものを与えること。

ケ 餌や飲水の容器は常に洗浄し、衛生的であること。

(2) 日常管理

ア 動物の平常時の状態、行動、種の習性及び個体ごとの特性を熟知し、観察に努め異状や変化を速やかに察知すること。特に群れ飼育の個体の健康管理には注意すること。

イ 排泄物の状態や行動の形跡などにも注意を払い、健康管理にあたること。

ウ マイクロチップや識別標識の装着、あるいは識別標識の装着ができない動物種は身体の特徴などにより、個々の動物の識別を行い個体管理に努めること。

エ 個体の健康状態や、個体関係などをよく観察し、展示個体を決定すること。寝室においても、同様に計画的に収容を行うこと。

オ 動物の日常管理に必要な器具機材は、整理整頓し常に使用可能な状態に保つこと。

カ 動物の治療や移動に際しての、捕獲保定は動物たちのストレスを最小限にとどめ、最良の方法で安全迅速に行うこと。

(3) 季節ごとの管理

ア 動物の生理、生態を考慮し、季節に応じた管理を行うこと。

イ 暑さや寒さに弱い動物種の健康管理には万全を期すこと。

ウ 季節に応じて、やむを得ず非展示とする場合は、盛岡市に事前に協議すること。

(4) 繁殖の管理

ア 繁殖に取り組むに当たっては、動物種の特性や、繁殖に供する個体の血縁関係、年齢、群れの状態などを考慮して繁殖計画を定めること。

イ 繁殖計画を定めるにあたっては、動物の寝室の収容スペースや、世代交代、展示の維持等を十分に考慮すること。

ウ 繁殖期に際しては、事前に巣材の用意や巣箱の設置、隣室や人間からの視界の遮断、観察カメラの設置など、必要な準備を行い、飼育個体の寝室の収容計画や

- 繁殖時の餌の種類、量など、出産時に応じた飼育管理を検討し行うこと。
- エ 動物種に応じた温度・湿度などの飼育環境を整えること。
- オ 人工繁殖（人工授精等）については、事前に盛岡市と協議して計画的に取り組むこと。
- カ 人工育雛・人工哺育の準備などは事前に検討し、即座に対応できるよう準備を完了しておくこと。
- キ 国内外問わず、動物園や関係機関と連携し、繁殖に取り組むこと。
- ク 長期的な飼育管理の観点から、繁殖に係わるデータを適正に記録・管理し、いかなる時でも十分に情報開示できるようにすること。
- (5) 老齢・傷病個体の管理
- ア 適正な飼育管理及び飼料管理を行うこと。また、展示にあたっては、体調等を考慮し、適切に行うこと。
- イ 獣医師の指示のもと必要があれば入院又は隔離などの措置を取り、適正な飼育管理及び飼料管理を行うこと。
- (6) 獣医学的衛生管理（検疫・防疫、診療、検査、治療及び関係機材の保守管理、薬剤の適正管理）
- ア 動物の診療においては、獣医師免許取得者による速やかな業務対応が可能な体制を整えること。
- イ 動物の不動化に際しては、動物の種や体の大きさに応じて適切に行うこと。
- ウ 動物特有の感染症及び「人と動物の共通感染症」に対しては、厚生労働省発行の「動物展示施設における人と動物の共通感染症ガイドライン」及び日本動物公園水族館協会発行の『動物園・水族館の感染症ハンドブック／動物園における「人と動物の共通感染症」と、その対策』を遵守する。動物及び人に感染が生じないよう日頃の衛生管理に気を配り、予防措置を講じること。また、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫の対応については、それぞれ、環境省／「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」及び農林水産省／「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に従うこと。また、動物及び人に感染が生じないよう、日頃の衛生管理に気を配り、予防措置を講じること。特に、動物とのふれあいによる感染症予防には万全を期すこと。
- エ 動物種特有の疾病及び生理・生態を理解のうえ、適宜臨床検査を行い、疾病の予防に万全を期すること。
- オ 正常時の動物の状態や行動を把握するため、呼吸器系症状・循環器系症状・消化器系症状・泌尿器系症状・外科系症状などに留意して、動物の全身状態を十分観察すること。
- カ 必要な定期検査（内部寄生虫の検査を含む）と駆虫・消毒を実施すること。
- キ 診療検査器具・機材の適正な管理及び使用に努めること。
- ク 薬品は必要十分な量をそろえ万全を期すること。
- ケ 麻酔銃等は、法令を遵守し、適正な管理及び使用に努め、常に使用可能な状態に保つこと。
- コ 医薬品類や医薬材料は台帳管理を行うこと。劇薬及び特殊毒薬は法に基づく表

示をするとともに、それぞれ鍵付き薬品戸棚と金庫に保管するなど薬品管理マニュアルを作成し厳重に管理すること。

サ 感染性産業廃棄物やレントゲン廃液等は、法令を順守し、許可を持つ業者に委託するなど適正に処理すること。

シ 斃死動物は必ず剖検を行い死因の究明に努めるとともに、必要に応じて盛岡市への報告を行うこと。また、死体については盛岡市クリーンセンターに運搬の上、適正に焼却処理を行うこと。処理に係る費用は指定管理者負担とする。また、博物館や研究機関等への検体提供など、法令を順守し処理すること。

ス 記録、資料は適正に保管・管理すること。

セ 感染症予防のために動物展示施設は常に衛生的に管理すること。動物展示施設の出入口には常に消毒槽を設置するとともに、石鹼等による手洗いや手指の消毒に努めること。また、常時の清掃と定期的な動物展示施設の消毒により、感染症予防及び衛生害虫の駆除を心がけること。

ソ 入園動物に関しては、適正な自主検疫を行うこと。

(7) 動物展示施設及び展示場の管理

ア 動物が健康で快適に生活できるよう、動物種の習性及び個体ごとの特性を十分に把握し、動物展示施設内の温度、湿度、換気、日光量、照明、水質などを適切に管理すること。

イ 寝室、サブ運動場、展示場、止まり木、プール等は、常に清潔に保つこと。

ウ モート、人止め柵内の植栽、展示場の砂及び止まり木は適正に管理すること。

エ 動物展示施設における機器類の取り扱いについて熟知し、必要なメンテナンスを行うこと。故障や動作不良等が発生したときは、速やかに修理にあたること。必要に応じて専門業者を手配するとともに、盛岡市に報告すること。

オ 施錠箇所を常に把握し、鍵の破損の有無や確実に施錠ができるかを確認すること。

カ 動物展示施設の管理に必要な器具機材は整理整頓し、常に使用可能な状態に保つこと。

キ 人と動物が接触する機会がある施設では、特に「人と動物の共通感染症」注意し、衛生管理、日頃の検査等をきめ細かく実施すること。

(8) 脱柵防止

ア 動物展示施設、展示場及び各飼育室への出入りの際は、その都度扉を閉めることとし、施錠の確認を行うこと。

イ 飼育動物の点数の確認は、動物展示施設への入舎時と退出時には必ず実施し、その他、必要に応じて適宜実施すること。

ウ 展示場への動物の出し入れの際にも、その都度動物の居場所及び点数を確認し、動物展示施設内での動物との遭遇事故や、動物展示施設外への脱柵事故などが生じないように、細心の注意を払うこと。

エ 動物脱柵防止対策マニュアルを策定し、動物の脱柵に備えた準備及び訓練を実施すること。

オ 自然災害、老朽化あるいは、動物に起因する獣舎の破損に注意を払い、動物の

脱柵が生じないように注意すること。破損箇所を発見した時には、速やかに応急措置を取るとともに、早急に修繕にあたること。

カ 万一事故が発生した場合は、入園者の安全対策を最優先するとともに、早急に職員が参集、盛岡市に報告を行い、捕獲体制を確立した上で速やかに事態の収拾に努めること。

(9) 動物の展示の工夫及び展示施設の修繕

ア 動物の展示の工夫

(ア) 動物公園の最も基本的な機能である展示に際しては、入園者の満足度の向上を目指すとともに、動物福祉に配慮した展示とすること。

(イ) 動物の展示に際しては、その動物種の本来の行動が発現できるように、遊具や給餌方法を改良するなど展示の工夫を行い、合わせてそのことを来園者が理解できるように掲示板の設置や担当者による解説などを行うこと。

イ 展示施設の修繕

(ア) その目的が現況の修復だけでなく、動物に対する（生活する）環境を改善するものであり、来園者にとっては、より動物を興味深く観察し、理解できるものとなるよう努めること。

(イ) 展示施設の日常管理、修繕にあたっては、これまでの整備趣旨や展示手法をよく理解し、実施すること。

(ウ) 展示施設の改修を行う際には、盛岡市に事前に協議すること。

(10) 飼育日誌、飼育録、診療・検査日誌、動物台帳等の記録と動物数等の報告

ア 各動物の日常の観察記録や繁殖の記録、動物展示施設の管理記録、診療や検査記録など、飼育管理に関わる記録簿と日誌を作成すること。記録簿は、保管すること。

また、長期的な飼育管理の観点から、飼育担当者間で十分に共有すること。

イ 飼育動物台帳を完備し、入出園、繁殖・死亡など個体ごとの情報を記録し、毎年度末の事業報告書により動物種数及び動物点数を報告すること。

ウ 他の動物園等との情報提供及び情報交換の活用すること。

(11) 野生動物の保護及び繁殖（種の保存）

ア （公社）日本動物園水族館協会と連携し、動物の保全活動や繁殖に取り組むこと。

イ 希少保全種については、毎年、繁殖計画を定め繁殖に取り組むこと。

ウ 日本動物園水族館協会生物多様性委員会の繁殖計画、国際血統登録等により繁殖計画が定められている種は、それらに基づいた計画を定め、繁殖に取り組むこと。

また、盛岡市に対してこれらの繁殖計画の動向について最新の情報を提供すること。

エ 上記イ・ウに該当しない希少動物について、国内外の動物園や関係機関と調整をとりながら、繁殖計画を定め、繁殖に取り組むこと。

オ 人工繁殖技術の応用及び遺伝資源の保存を目的に配偶子の保存や体細胞の保存に努めること。

カ ワシントン条約違反や種の保存法違反により、緊急保護された野生動物の収容依頼があった場合には、収容施設が可能な限り協力をすること。

3 催物等事業

来園者の増加を図るために、動物や自然にちなんだ催物を行い、動物公園全体の雰囲気盛り上げることを。

4 研究事業

「自然科学に対する興味の喚起」と「自然環境に関する問題意識の啓発」を目標として、動物や自然に関する知識の普及と情報提供を行う。また、そのための各種研究活動も行う。

(1) 調査研究の実施

ア 飼育及び教育担当者は日常の観察・記録を通して常に調査研究の意識を持ち、目的を明確にした上で、自ら調査研究に取り組むとともに、研究機関に対して積極的に研究テーマを提案するよう努めること。

イ 調査研究に必要な器具機材は、常に使用できるよう、必要な台数を確保しておくこと。

ウ 研究機関との共同研究を実施する際は、動物の健康管理に支障が及ぶ場合もしくは来園者に不都合のある場合を除いてはできる限り協力すること。

(2) 成果の発表と市民への還元及び動物公園活動への応用

ア 調査研究の成果は、関係学会や研究会において積極的に発表を行うこと。

イ 調査研究により得られた成果は、記録として残すとともに動物公園活動に役立てること。

ウ 種の保存へ向けた研究機関との共同研究や資料の提供を行い、成果を求めていくこと。

エ 野生生物調査に協力すること。

オ 調査研究の成果はその具体的内容をホームページ等で市民にわかりやすく情報発信すること。

5 教育普及事業

動物を取り巻く環境や野生動物の現状について、利用者の年齢や理解度に応じ、興味・理解が深まるよう効果的な教育普及事業を行い、生物の多様性及び持続的な利用への意識が高まるよう努めること。また、動物公園の特色を生かし、楽しく学べるプログラムを実施すること。地域への貢献の目標を設定し、市民への情報提供を行う。特に市立小中学校とは、園の内外を問わず積極的に教育プログラムを実施すること。

教育普及活動は動物公園として欠かすことができない重要な事業であり、盛岡市からの指定管理事業として行うだけでなく、指定管理者の自主事業として、独自のプログラムにより実施すること。

(1) 動物や環境に関する教育プログラムの企画、実施

個々の動物の解説や派生物を用いての動物解説、掲示板やワークシートを使用し、環境学習、園内案内、講習などのほか、その他動物公園の立地を活かした環境教育のプログラムを企画し開催すること。さらに、野生傷病鳥獣保護等の動物公園としての取組についても積極的な普及啓発を行うこと。

(2) 動物とのふれあい体験の実施

- ア 来園者が楽しく、安全かつ安心して、動物とふれあえるよう注意を払うこと。
- イ 動物及び動物展示施設の衛生管理には細心の注意を払い、感染症を発生させないこと。
- ウ 入園者に対しては、動物への接し方の解説とともに、利用後の手洗いを徹底させること。
- エ ふれあいに供する動物は、来園者に危害を及ぼすことのない安全な動物とすること。
- オ 「動物の愛護及び管理に関する法律」に準拠し、ふれあいに供される動物に対し、動物の福祉に配慮の上、取り扱うこと。
- カ 野生動物を使ってのふれあい体験は、その内容をよく吟味し、適正に行うこと。
なお、そのことを目的として、人工育雛や人工哺育を行ってはならない。

(3) 市民・利用者の学習支援、情報発信

- ア 市民・利用者の学習意欲に応えられるよう、動物相談の実施や動物資料・動物情報の収集に努め、それらを提供及び情報発信すること。
- イ 学校等、教育機関からの団体特別メニューや職場見学・職業体験、出張講演などの要望に際しては、可能な限り対応すること。
- ウ 飼育実習、獣医実習などについては、それぞれ規定を設け、実習を受け入れること。

6 野生生物保全関連事業

地域への貢献を目標として、「地域社会と自然環境保全」に関わる活動に協力するとともに、市民への情報提供を行うこと。

7 便益事業

動物公園の利用者に対して、“快適さ”を提供するために、自主事業により売店やレストラン等、各種事業を行うものとする。なお、管理所在地における売店等（自動販売機を含む）の施設設置については、公園みどり課に協議の上、必要な許可を得るものとする。

(1) 自主事業によるテナント等の転貸

- ア 指定管理者は、盛岡市から都市公園施設管理許可（以下、管理許可）を受けた後、自主事業による飲食テナント等（動物展示施設は除く）を転貸することができる。
- イ 転貸をする事業者は、公募により決定することができる。

(2) 指定管理と管理許可の範囲

指定管理業務の範囲と管理許可範囲は重複しない。

(3) 設置者等との調整

指定管理者が指定管理者以外の者に管理許可又は設置許可を受けた便益施設及び占有許可を受けた物件等については、指定管理の範囲から除外されるが、これらの物件等の管理方法等について、テナント等事業者関係者との十分に調整を行うこと。

(4) 調整業務の内容

前号に定める調整業務には、契約調整、営業品目・価格等の調整、業者間調整を含む。

(5) 公園みどり課との事前協議

公園に関わる許可等に関する調整については、予め公園みどり課と事前に協議を行うこと。

(6) 公園以外の許可等の手続き

公園以外の許可等に関する調整については、予めその内容に応じた管轄官庁・機関等と事前調整を行うと共に、必要な手続きを的確におこなうこと。

8 維持管理事務

動物公園利用者が安心して施設を使用でき、快適かつ楽しく園地を利用できるように、常にこれらを適正な状態に維持する業務を行うこと。

施設・植栽の維持管理、改修等に当たっては、盛岡市動物公園再生計画のコンセプトを損なわないよう留意するとともに、変更を伴う場合は盛岡市の承認を得ること。

(1) 施設管理

指定管理者は施設及び維持管理業務について、適正かつ良好な状態で施設を管理し、業務を実施するとともに、施設等の維持管理のため、予防保全及び事後保全を行うものとする。また、利用者に危険を及ぼす不具合が生じた場合は迅速に対処し、重大な故障や事故が起きた場合は、速やかに盛岡市に報告すること。

ア 動物飼育展示施設

イ 一般施設の維持管理業務

ウ 物品設備等の維持管理業務

エ その他施設の維持管理業務

(2) その他、盛岡市からの照会調査に係る報告への事務協力

(3) 管理に要する機材

動物公園の管理に要する機材は、原則として指定管理者において準備するものとする。

別表 1 : 建物概要表

分類	建物名称	面積 (㎡)	構造
教養・休養施設	セミナーハウス	1,233.08	R C、S
	レストハウス (ビクトリア)	229.15	R C一部S
	レストハウス (アフリカ)	210.55	S
	こども動物園 (管理棟)	177.36	W
	ゆったりトイレ (クマ舎前)	36.81	W
	屋外トイレ (サル山前広場)	68.75	R C
	屋外トイレ (芝生広場)	24.76	R C
	屋外トイレ (管理棟隣)	19.44	R C一部W
	休憩所 (ログハウス)	28.35	W
四阿 (30 か所)	242.88	W、S	
動物展示施設	サル舎	45.56	R C
	ノウサギ舎	21.00	R C一部W
	ハクビシン・テン舎	17.40	R C一部W
	アナグマ舎	12.50	R C
	シカ舎	16.76	W
	カモシカ舎	31.59	W
	リス舎	32.88	ケージ+屋根
	キツネ・タヌキ舎	32.91	R C
	クマ・イノシシ舎	79.80	R C
	ヤマネ・ノネズミ舎	16.00	W
	鳥類舎	148.91	W
	イヌワシ舎	12.50	R C一部S
	水鳥・ハクチョウ舎	13.24	W
	シュバシコウ舎	56.18	R C
	ピューマ舎	34.05	R C一部S
	カワウソ舎	19.25	R C
	ウシ・ロバ・ラマ・アルパカ舎	132.48	W
	ヤギ・ヒツジ舎	60.48	W
	ポニー舎	107.64	W
	アメリカバイソン・エミュー舎	35.76	R C一部W
ゾウ舎	993.92	R C	
ライオン舎	75.00	R C	

動物 展 示 施 設	サイ・フラミンゴ舎	176.05	R C
	キリン・シマウマ・シタツンガ・ダチョウ舎	505.00	R C
	オオツノヒツジ舎	62.04	R C
	ニホンカモシカ舎（日本生態）	11.34	W
	プレーリードッグ舎	12.00	W
	テン繁殖舎	7.20	W
	猛禽類舎 A棟	10.80	S
	猛禽類舎 B棟	10.80	S
	猛禽類舎 C棟	10.80	S
	猛禽類舎 D・E棟	19.80	S
	イヌワシパススルー	66.42	S
フラミンゴパドック	11.40	S	
管 理 施 設	飼育事務所	299.60	S
	ポンプ場	47.98	R C
	倉庫	107.50	S
	動物病院	200.00	S
	ブリーディングエリア舎	40.50	W
	焼却場	9.43	S
	堆肥集積場	11.10	S
	飼料庫	29.16	W
	車庫①	30.80	S
	車庫②	50.00	S

別表 2 : 飼育動物一覧表

(令和 4 年 11 月 30 日時点)

分類		種名	現在数			
目	科		♂	♀	不明	計
有袋目	カンガルー科	アカカンガルー	11	5	1	16
霊長目	オナガザル科	ニホンザル	33	43	1	77
兎目	ウサギ科	トウホクノウサギ	4	2		6
齧歯目	リス科	ニホンリス	13	12		25
		ムササビ	1	1		2
		ホンシュウモモンガ	4	8		12
	ヤマネ科	ヤマネ		2		2
	ネズミ科	アカネズミ			1	1
		ヒメネズミ			10	10
		ハタネズミ			30	30
食肉目	イヌ科	ホンドキツネ	2			2
		ホンドタヌキ	3			3
	クマ科	ニホンツキノワグマ		2		2
	イタチ科	ホンドテン	1	1		2
		ニホンアナグマ	4	1		5
		カナダカワウソ		1		1
	ジャコウネコ科	ハクビシン	1	2		3
	ネコ科	ライオン	1	1		1
		ピューマ	1	1		2
	長鼻目	ゾウ科	アフリカゾウ		1	
奇蹄目	ウマ科	ロバ	1			1
		ポニー	2	1		3
		グラントシマウマ		2		2
		グレビーシマウマ	1			1
	サイ科	クロサイ		1		1
偶蹄目	イノシシ科	ニホンイノシシ	1	2		3
	ラクダ科	ラマ	1	1		2
		アルパカ	1	1		2
	シカ科	ニホンジカ	2	1		3
キリン科	キリン		1		1	

偶蹄目	ウシ科	アメリカバイソン	1	2		3
		ニホンカモシカ		1		1
		オオツノヒツジ	2	2		4
		シタツンガ		2		4
		ウシ		1		1
		ヤギ	1	15		16
		ヒツジ		1		1
ダチョウ目	ダチョウ科	ダチョウ		2		2
		エミュー	4			4
コウノトリ目	コウノトリ科	シュバシコウ		2		2
フラミンゴ目	フラミンゴ科	ヨーロッパフラミンゴ	9	4	11	24
		コフラミンゴ	1			1
タカ目	タカ科	ニホンイヌワシ	2	1		3
		ハチクマ		1		1
ハヤブサ目	ハヤブサ科	チゴハヤブサ	1			1
		チョウゲンボウ	1			1
		ハヤブサ	1			1
カモ目	カモ科	オオハクチョウ	1	1		2
		マガモ		1		1
		カルガモ		1	1	2
		オシドリ	6	4		10
キジ目	キジ科	ニホンキジ	1	1		2
		ハッカシ	2			2
		キンケイ	2	3		5
フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	1		2	3
		オオコノハズク		1		1
		シロフクロウ	1	2		3
ブッポウソウ目	カワセミ科	ワライカワセミ	1	1		2
キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ		1		1
ハト目	ハト科	キジバト			1	1
合計			126	143	57	326